

平成30年度

浜寺航路第七号灯標点検調査

仕様書

第五管区海上保安本部

第一章 点検調査概要

1 件 名 浜寺航路第七号灯標点検調査

2 調査場所 阪神港堺泉北区

3 履行期限 平成31年2月28日

4 調査目的

灯標の腐食劣化状況を把握し、更新時期の推定を図ることを目的とし、点検調査を実施するものである。

5 調査概要

- (1) 塗膜の膜厚の確認
- (2) 水中部の腐食状況の確認
- (3) 犠牲陽極の残存量の確認
- (4) 係留チェーンの磨耗状況の確認
- (5) 構造物劣化診断

6 管理事務所

大阪海上保安監部

住所：大阪府大阪市港区築港4-10-3

電話：06-6571-0516

7 調査監督官署

第五管区海上保安本部 交通部整備課

住所：兵庫県神戸市中央区波止場町1-1

電話：078-392-3029

第二章 一般共通事項

1 一般事項

本業務の履行にあたっては、本仕様書及び貸与資料によるほか、下記に基づき実施しなければならない。

- (1) 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書
- (2) 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書

2 調査作業

調査作業は、各調査事項の該当する作業規程により要求された成果を十分にあげる作業内容とし、本仕様書等に明記なき必要付帯事項は、監督職員と十分協議し、受注者の責任において誠実に実施するものとする。

3 監督職員

監督職員とは、請負契約書に示された監督職員をいう。

4 疑義に対する協議

本仕様書等に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、その指示に従い調査を行うものとする。

5 資料の貸与及び返却

受注者は、本調査に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。

ただし、本調査に必要な図面及び関係資料等は、監督職員から貸与するものとし、本調査終了後は直ちに監督職員に返却するものとする。

監督職員から貸与を受けた関係資料等は、第三者への貸与又は複写をしてはならない。

6 官公署その他への手続き

本調査に必要な官公署への手続きは、受注後速やかに実施するものとする。

7 管理技術者等

(1) 管理技術者とは、調査業務の履行について、技術上の管理をつかさどる者で、十分な経験と専門的な知識を有する者の中から受注者が定め、書面をもって監督職員に提出するものとする。

(2) 照査技術者とは、調査業務の履行について、技術上の照査をつかさどる者で、十分な経験と専門的な知識を有する者の中から受注者が定め、書面をもって監督職員に提出するものとする。

8 臨機の措置

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告するものとする。

9 後片付け及び清掃

調査完了に際しては、後片付け及び清掃を実施する。

10 履行報告

- (1) 受注者は、契約書の規定に基づき履行状況を書面にて監督職員に報告するものとする。
- (2) 前項の規定に基づく履行報告の提出時に設計図書で定められた調査項目の実施予定時期を併せて報告するものとする。

11 業務計画書

受注者は、調査の実施に先立ち、次に掲げる内容の業務計画書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務工程表
- (4) 打合せ計画
- (5) 安全管理
- (6) その他参考事項

12 報告書

調査報告書は、調査実施項目別に整理したものを製本(A-4版、白焼、チューブファイル)、原図類を含め3部提出する。

調査場所の状況、試験状況等を示す記録写真についても報告書内に整理するものとする。

なお、電子データにより資料提出を行う場合は、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。使用するウィルスチェックソフトは、常に最新データに更新したものでなければならない。

13 再委託承諾申請書の提出

受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委任」という。)は、再委託承諾申請書(別紙様式1)を提出し、承諾を得るものとする。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

14 検査

受注者が指定部分検査及び完了検査を受ける場合は、事前に報告書及び関係資料を備えて、管理技術者が検査を受けなければならない。

15 機密の保持 ✓

受注者は、調査内容及びその結果を監督職員の承諾なしに第三者に口外してはならない。

16 電子計算機 ✓

受注者は、調査の実施にあたり、電子計算機を使用した場合、データ、計算式及び計算結果等の整理方法に関する資料を事前に監督職員に提出するものとする。

第三章 調査仕様

1 調査・作業内容

(1) 調査準備

現地調査に係る準備計画作業、現地調査要領書作成、海上作業許可申請手続き、現地調査実施計画作成等を実施する。

(2) 調査範囲及び内容

① 水上部

イ 外観調査

目視により水上部全体の塗膜の剥がれの有無、発錆の有無等を確認し、写真撮影する。

ロ 塗膜厚さ計測

灯火高調整用ユニットの水上部における塗装の膜厚を膜厚計により測定する。

測定は、灯火高調整用ユニット上部フランジ～H. W. Lの部分の監督職員が指示する2箇所(4方向)を計測する。

ハ 構造物劣化診断

腐食環境センサ(RFID腐食環境検知システム(カード型))による診断とする。

腐食環境センサは、標識1基あたり2箇所、監督職員の指示する場所に取り付けるものとする。センサ取付後は、保護のため塗装等を施す。

なお、使用する資材は、事前に監督職員の承諾を受けるものとする。

② 水中部

イ 腐食状況調査

自然電位計測により以下のとおり確認する。

デジタルマルチメーター(内部抵抗が100M Ω 以上のものを使用)のプラス側を浮体式灯標の標体部分に電氣的に問題がないように接続し、マイナス側には基準電極(海水塩化銀電極)を接続し、海底まで下ろす。その後、1m間隔で基準電極を引き上げ、デジタルマルチメーターの指示値を記録する。なお、基準電極と浮体式灯標の離隔距離は出来る限り短くすること。

ロ 犠牲陽極の残量調査

浮体式灯標に設置した全ての犠牲陽極に付着した海洋付着生物を落とし、残存している犠牲陽極の大きさを計測、記録する。

ハ 係留チェーンの磨耗状況調査

(イ) ショートチェーン

ケレン具等により海洋付着生物を落とし、ノギスによりシャックルとリンクの交差部及びリンクとリンクの交差部を計測し、その値を記録する。また、リンクの直径を計測し、その値を記録する。

(ロ) 補助チェーン

ケレン具等により海洋付着生物を落とし、補助係留チェーンがフランジ部等に接

触して磨耗していないか目視により確認する。なお、磨耗を確認した場合には、磨耗部位を記録するとともにノギスにより計測し、その値を記録する。

2 報告及び成果品

(1) 中間報告

現地調査後、調査結果を取りまとめ監督職員に報告する。

報告による協議事項及び指示事項については、打合せ記録簿にて整理し、監督職員に提出する。

(2) 最終報告

総合所見、資料等を整理し、監督職員に報告する。

(3) 成果品

「第二章一般共通事項 12 報告書」に基づき、調査成果を取りまとめ、報告書を作成する。

また、CDにて電子データとしても報告書に2セット作成する。

再委託（変更等）承諾申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
第五管区海上保安本部長 殿

請負者 住所
氏名 印

平成 年 月 日付け契約の「 (契約金額 (税込み) 円) に関して、下記のとおり申請するので、手続き方
契約 (平成 年度 第 号)」
をお願いします。

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、業務の契約（予定）金額（総計）
別紙「履行体制に関する書面」のとおり
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠 [該当する項目に○を付す]
 - ・業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
 - ・継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
 - ・その他（平成 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。）
3. その他特記事項

平成 年 月 日

請負者氏名

殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。
なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。
また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 請負者は、注文者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官
第五管区海上保安本部 ○○ ○○ 印

履行体制に関する書面

平成 年 月 日

| |
|-------------------|
| (請負者) 株式会社〇〇〇〇 |
|-------------------|

(再委託先1)

| | |
|----------|--|
| 株式会社〇〇〇〇 | |
| 住所 | |
| Tel | |
| 代表者氏名 | |
| 担当業務範囲等 | |

(再々委託先1)

| | |
|----------|--|
| 株式会社〇〇〇〇 | |
| 住所 | |
| Tel | |
| 代表者氏名 | |
| 担当業務範囲等 | |

(再委託先2)

| | |
|----------|--|
| 株式会社〇〇〇〇 | |
| 住所 | |
| Tel | |
| 代表者氏名 | |
| 担当業務範囲等 | |

(再々委託先2)

| | |
|----------|--|
| 株式会社〇〇〇〇 | |
| 住所 | |
| Tel | |
| 代表者氏名 | |
| 担当業務範囲等 | |

(再委託先3)

| | |
|----------|--|
| 株式会社〇〇〇〇 | |
| 住所 | |
| Tel | |
| 代表者氏名 | |
| 担当業務範囲等 | |

(再々委託先3)

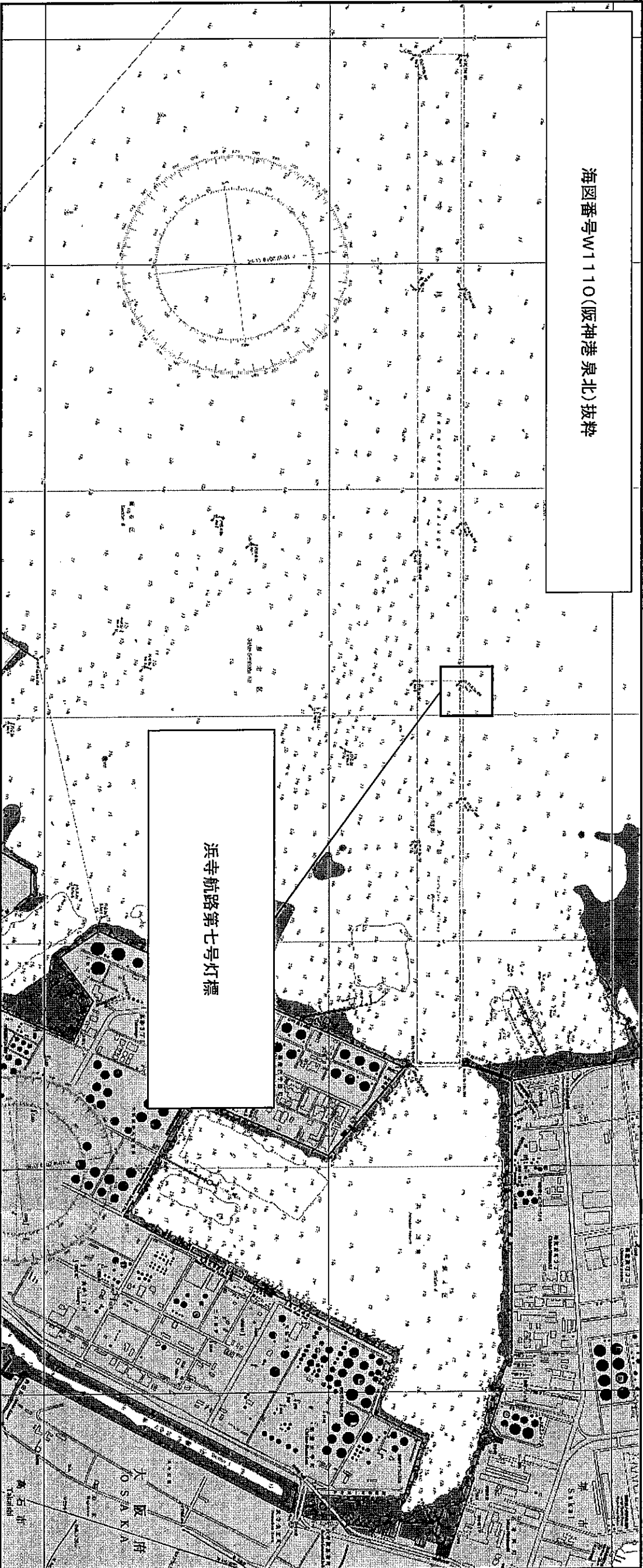
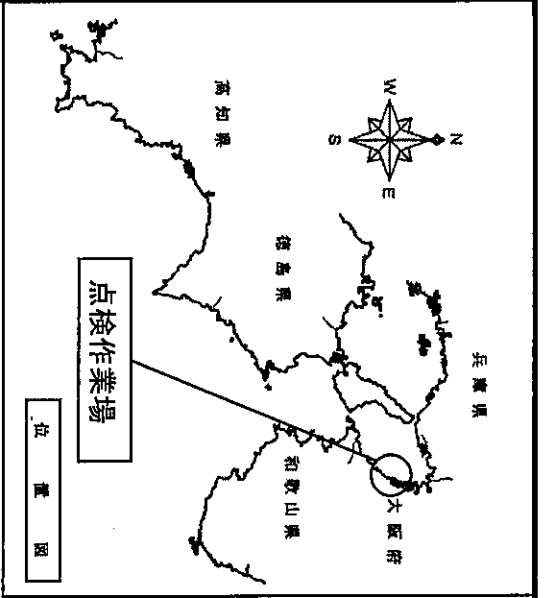
| | |
|----------|--|
| 株式会社〇〇〇〇 | |
| 住所 | |
| Tel | |
| 代表者氏名 | |
| 担当業務範囲等 | |

(再委託先4)

| | |
|----------|--|
| 株式会社〇〇〇〇 | |
| 住所 | |
| Tel | |
| 代表者氏名 | |
| 担当業務範囲等 | |

(再委託先5)

| | |
|----------|--|
| 株式会社〇〇〇〇 | |
| 住所 | |
| Tel | |
| 代表者氏名 | |
| 担当業務範囲等 | |

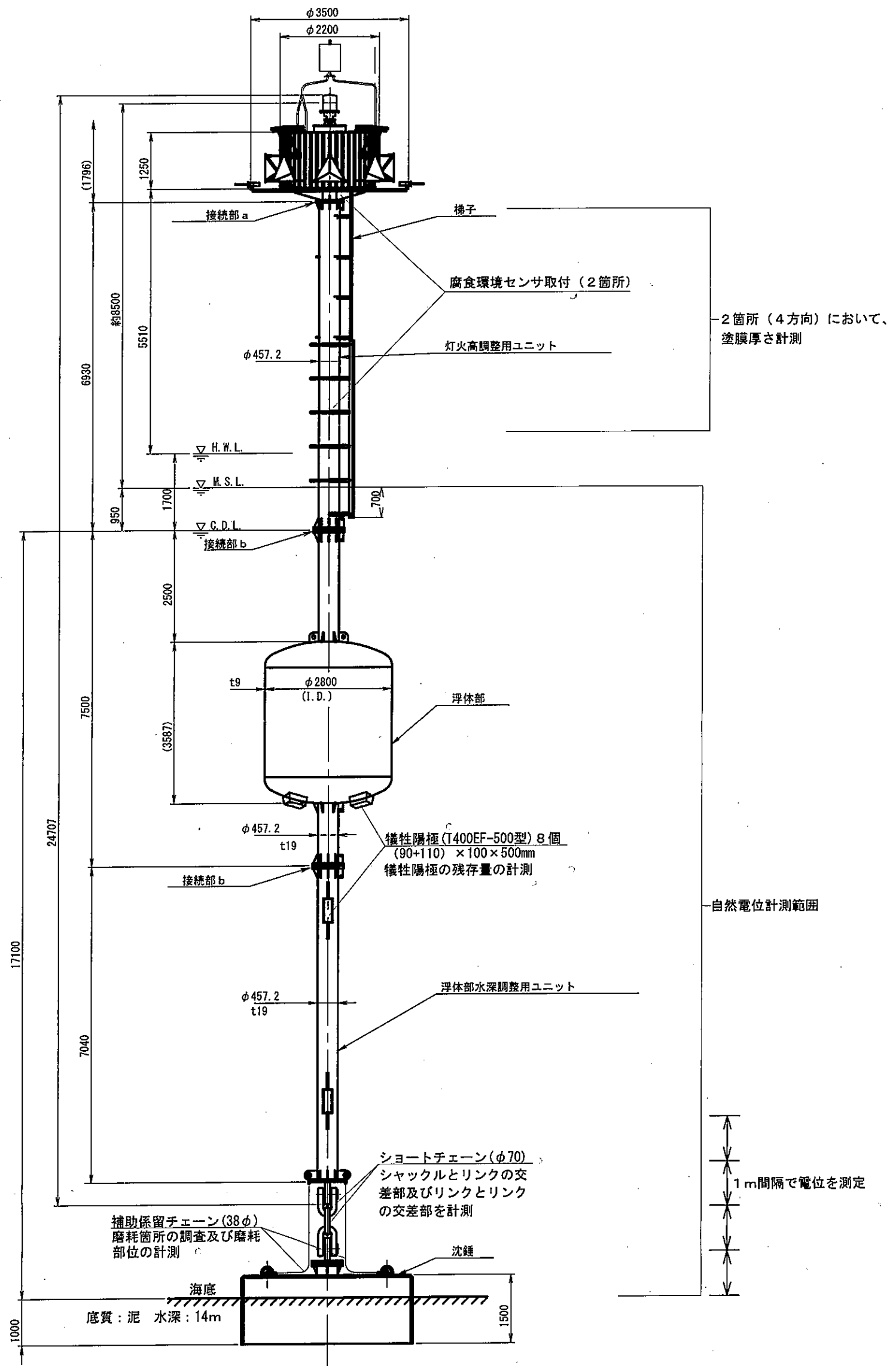


海図番号W1110(阪神港 泉北)抜粋

浜寺航路第七号灯標

※本図は、航海用には使用できません。

| | | | |
|--------------------|---------------|----|------|
| 件名 | 浜寺航路第七号灯標点検調査 | | |
| 図面名称 | 点検位置図 | | |
| 縮尺 | | 設計 | 図面番号 |
| 記事 | 設計年度 H30 | | 1 |
| 第五管区海上保安部本部 交通部整備課 | | | |



| | | | |
|----------------|----------------------|------|---|
| 件名 | 浜寺航路第七号灯標点検調査 | | |
| 図面名称 | 浮体式灯標全体図 (浜寺航路第七号灯標) | | |
| 縮尺 | | 図面番号 | |
| 記事 | 設計年度 | H30 | 2 |
| 第五管区海上保安本部 交通部 | | | |